

第275回（第21期第9回）

島根県内水面漁場管理委員会

日 時：令和5年8月4日（金）13時30分～14時45分

場 所：労働会館202会議室

出席委員の氏名：高原 輝彦（1番）、林 能伸（2番）、藤原 國利（3番）、高橋 泰子（4番）、門脇 幹男（5番）、玉田 一（6番）、柳原 知朗（7番）、
嶺田 直樹（8番）、錦織 滋（9番）、二本木 俊二（10番）

欠席委員の氏名：なし

1 開 催

- ・事務局長が開会を宣言。
- ・委員10名（全員）出席により委員会が成立していることを報告。

2 挨拶

- ・門協会長挨拶（省略）
- ・染川農林水産部次長挨拶（省略）

3 議事

- （1）内水面における共同漁業の免許申請について（諮問）
- （2）遊漁規則の制定について（諮問）
- （3）漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準の制定について（報告）

4 その他（2023年のアユ遡上状況（島根県水産技術センター）など）

5 議事の顛末

門協会長 それでは、議事に入ります。規定により、議事録署名者に、2番林委員、3番藤原委員を指名します。

門協会長 議題1、内水面における共同漁業の免許申請について、事務局から説明をお願い

いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、内水面における共同漁業の免許申請について、異議ない旨答申することとします。

議題2、遊漁規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、遊漁規則の制定について、異議ない旨答申することとします。

議題3、漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準の制定について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

門協会長 事務局の説明に対して、質問等はございませんか。

高橋委員 免許申請は、県内在住者しかできないことになっているのでしょうか。

水産課 共同漁業権につきましては、地元の漁協さんに免許するのが基本になっていますので、県外の方が申請をすることはありません。しかし、定置漁業権や区画漁業権につきましては、特に県内在住者に限るということはなく、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許するということになっておりますので、県外の方でも、免許申請があつて適格性があれば免許することになります。

高橋委員 せっかくだから県内在住者に漁業権を取得して欲しいと思うのですが、仮に免許申請をした県内の業者さんがあまりにも脆弱な経営環境であれば、それは免許する上での判断材料になるのでしょうか。

水産課 資料44ページ目の真ん中の表に判断基準を示していますが、評価項目には「就業機会の確保・拡大」や「地域の漁業者との調和的発展」があるため、地元の方の就業機会の確保や拡大に資する雇用計画を定めている方や、地元との調整が図られている方を優先的に評価して免許する形になります。また、同一の個別漁業権について、複数の免許の申請があつた場合でも、県内在住者の方が地元との調和が図られているということになれば、そちらを総合的に優位に判断して免許することになります。しかし、先ほど高橋委員さんがおっしゃられたように、県内の業者さんがあまりにも脆弱な経営環境で、県外の方のほ

うが雇用環境等しっかりしているということになれば、県外の方に免許することもあるか
と思います。県としては、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を総合的に
判断して免許するという形にしたいと考えています。

高橋委員 その総合的に判断するのは誰ですか、県がするのでしょうか。

水産課 はい、県で判断します。最終的には、委員会の意見を聴いて決めることになりま
すが、事前審査のところは県でさせていただきます。

高橋委員 分かりました。

門協会長 他にございませんか。

ご意見、ご質問がないようですので、議題3については以上で終了とします。

事務局から何かありますか。

事務局長 島根県水産技術センターのほうから、今年のアユの遡上状況について話題提供
をいたします。

〔資料4により水産技術センター沖主任研究員が話題提供〕

沖主任研究員 ご質問があれば、お受けいたします。

二本木委員 天然遡上の資源量は、どうやって算出していますか。

沖主任研究員 天然遡上の資源量は、高津川水系に限っては河川規模がそこまで大きくな
いので、潜って算出しています。具体的には、高津川本流と匹見川に合計13地点の定点を
設けて、視野範囲1メートルと決めたら、その範囲の中で上流から下流に向かってアユを
カウントし、その調査地点ごとのアユの密度を算出し、河川全体の密度の平均値から流量
等を計算式に入れて、河川全体のアユの資源量を算出しています。

二本木委員 生存率というのは算出しにくいのかなと思っております。恐らく、生存率は
流下仔魚量と天然遡上量とを比較して、何%残っているかで見解を出すわけですよ。

先般、中国ブロック人工産アユ種苗技術検討会の中で、鳥取県の方がちょうど同じような
発表をしまして、結果的には全く一緒かなと思っております。また、鳥取県の方は、
11月から12月になると、水温が20℃を下回ること、そして、プランクトンが若干増えるこ
とが、流下仔魚の生存率が上がる要因なのではないかと話されていました。水温が20℃以
上になると歩留りが悪くなることは、種苗生産の経験から理解できますが、11月から12月
にプランクトンが増える要因というのは何か考えられますか。

沖主任研究員 動物プランクトンに関しては調査してないので分かりませんが、動物プラ
ンクトンが増える要因は、植物プランクトンが増えれば、それを食べて、少し時差はあり

ますが、動物プランクトンも増えていくという流れになります。プランクトンと水温との関係はよく分かりません。

高橋委員 今回皆さんにお渡しした資料「静間川におけるアユの生息状態（2023年）」を見ていただくと分かりますが、今回の発表同様、静間川においても、ここ2、3年は資源量が増えています。要因としては、静間川本流には工作物が13基あるのですが、「小わざ魚道」を造ったことで、アユが行ったり来たりできるようになったこと、そして、山陰地方の多くの河川で遡上量が増えているということで、海に要因があるのではないかと考えております。海の要因については調べたことがないというお話でしたが、やはり考えていく必要はあると思いますし、資源量が落ち込む可能性は常にあるので、このような研究を継続して行うことは必要だと思います。

因みに、高津川に工作物はないのでしょうか。

沖主任研究員 基本的には、遡上を阻害するような大きな工作物はないです。

高原委員 資料52ページ上の図について、これは令和4年の結果が載せられていて、令和3年12月上旬に流下した仔魚は少ないですが、令和4年は多くなっているという理解でよいでしょうか。

沖主任研究員 この図で言いたいことは、流下仔魚の生まれたタイミングと、その翌年に海から川に戻ってくる時のアユの生まれた時期にずれがあるということです。

高原委員 これは、令和4年の結果のみということでしょうか。

沖主任研究員 こちらに載せているのは令和4年の調査結果のみです。

高原委員 それ以前も同じような傾向があったということでしょうか。

沖主任研究員 過去13年間同じように見えますが、傾向は変わらないです。

高原委員 14年間同じような傾向であるものを人為的にずらしていくことは、後々、何か想定外のことが起こるのではないかと思うのですが、特に心配しなくて良いのでしょうか。

沖主任研究員 人為的に変えられる量には限界があると思っています。当センターとしては、少しでも多くの流下仔魚に生き残ってもらいたいので、流下後期群を増やす取組をしていますが、それが後々、遺伝的に影響があると言われると、正直、そこまでは考えてないため何とも言えません。

高原委員 実際のところ、流下時期をずらした仔魚が生き残っているかどうかまでは分からないですね。

沖主任研究員 確認のしようがないです。

高原委員 14年間ずれているから、ずらしたほういいだろうということでしょうか。

沖主任研究員 今はその方向で動いています。

高原委員 分かりました。ありがとうございます。

安木所長 少し補足よろしいでしょうか。

資料52ページ上のグラフ見ていただくと、先ほども説明したように、流下仔魚が多い時期と、翌年に上がってきた遡上魚のピークがずれています。当センターとしては、11月下旬下りとか12月上旬下りの仔魚を何とか確保したほうがアユ資源は今後も安定するだろうという考えのもと、資料52ページ下にある電照飼育で産卵期を少し遅らせる取組等を行っています。恐らく、資源全体を移動させることは不可能ですので、少しでも帰ってくる率の高い流下仔魚を増やしてあげようという考え方でございます。

高原委員 実際にその取組が効果的であったかどうかは、総合的に量が増えていたかどうかで判断するのでしょうか。

安木所長 資料52ページ上の赤い棒グラフのように、遡上魚の生まれ月のピークである11月下旬から12月上旬あたりの仔魚が、ある程度帰ってきていることを確認することになるかと思います。

高原委員 電照飼育により成熟を遅らせた親魚の子供が帰ってきているかどうかは、判断しようがないということでしょうか。

安木所長 それは個別には判別は不可能だと思います。

高原委員 分かりました。ありがとうございます。

門協会長 他に質問等はございませんか。

高橋委員 資料52ページ上の赤い棒グラフについて、採捕した遡上魚が何月に生まれたかはどのように調べるのでしょうか。

沖主任研究員 これは、アユの頭の中に耳石というものがあり、その耳石に1日ごとに日輪が刻まれていくのですが、それを数えて調べています。

高橋委員 遡上魚の生まれ月のピークである12月上旬は35尾くらいでしょうか。

沖主任研究員 そうですね、40尾未満です。

高橋委員 この尾数で全体を推定できるのでしょうか。

沖主任研究員 調査尾数は全部で約80匹です。本当は1,000尾、2,000尾と遡上魚を見たほうが良いとは思いますが、お金の都合上できていません。

門協会長 現在、高津川の状況が良くなったというのは、資源量低迷からの脱却に向けた

地元の取組が功を奏しているのではないかと推察されます。

他にございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご意見、ご質問がないようですので、水産技術センターからの話題提供については以上で終了します。ありがとうございました。

事務局から、その他に何かありますか。

事務局長 1点、ご報告がございまして、本日ご出席いただいています林委員さんですが、当委員会の委員就任10年ということで、全国内水面漁場管理委員会連合会から永年勤続の表彰がありました。5月にあった総会で、門協会長と私の2名が出席いたしまして、表彰状と記念品を預かっておりますので、この場をお借りして授与させていただきたいと思えます。

林委員さん、前にお願ひできますでしょうか。

門協会長 表彰状、島根県内水面漁場管理委員会、林能伸様。あなたは、内水面漁場管理委員会委員として、10年有余にわたり重責を担われ、適正な漁業管理の推進に尽力された、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。令和5年5月26日、全国内水面漁場管理委員会連合会、会長、藤田利昭。代読。

おめでとうございます。（拍手）

林委員には、長年にわたり本委員会にご功績、心から改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げます。引き続き一層の精進をお願いするという気持ちも表彰状の中にあろうかと思えます。どうもありがとうございました。おめでとうございます。

林委員 ありがとうございました。（拍手）

門協会長 コメントを。

林委員 突然で何を言っているかわかりませんが、これほど長い年数をお世話になるということは想定していなかったのです。今後も、できる範囲で委員会のために頑張っていきたいと思えます。よろしく願ひします。（拍手）

門協会長 事務局から、その他に何かありますか。

事務局長 最後にご案内ですが、皆さんご承知のように、令和2年に漁業法が改正されまして、その際に「逐条解説 漁業法」というような解説本が出版されております。海区漁業調整委員会のほうで、この「逐条解説 漁業法」が非常に参考になると、条項ごとに詳しく解説がしてあって非常に勉強になるということで、事務局のほうで購入をして、各委員さんに配付して、理解を深めていただこうということになりました。内水面漁場管

理委員会のほうでも購入をして、皆さんにお配りをしようと考えております。既にお持ちの方がおられましたら、無駄になってしまうのでお伺いしたいと思いますけど、既に持っておられる方はいらっしゃいますでしょうか。（返答なし）

そうしましたら、事務局のほうで用意をして、また配付をしますので、理解を深めていただければと思います。発注とかの都合もありますので、次回の委員会の2月頃にお渡しするような形になろうかと思いますが、しっかり活用していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

門協会長 委員の皆様、全体を通して何かございませんか。

高橋委員 すみません、何回も申し訳ないです。こちらの「静間川におけるアユの生息状態（2023年）」という報告書を毎年出しておりますが、これが13年目になります。先ほども少しお話をさせていただきましたが、これだけ13年も自分たちのお金を出しながら、クラウドファンディングをやりながらやってきたというのは、やはり将来の子供たちにアユとか川魚を食べてもらう文化を醸成したいなという思いがありまして、それで頑張っております。

それで、小学校とか保育園とかのサマースクールなどの時に、川に皆さんを連れて行って川魚を採捕したりするのですが、漁業権がない河川でありますので、これを食べるということを前提にした採捕っていうのは難しいのかなと思っておりますが、それは大丈夫なのでしょうか。もし、許可が必要であるならば、もう少し簡単にしたいということと、漁業権がない河川において、採捕の許可をきつくるのはどうなのかなと、このことは緩和をお願いしたいです。

事務局長 高橋委員さんにおかれましては、非常に精力的に活動いただいて、ありがとうございます。やはり子供たちは、そういった経験を積んで、川に親しみを感じていただくというのが非常に大事だと思っております。

先ほど、漁業権のない川で食べるために川魚を採捕することは難しいのではないかというお話がありましたが、漁業権のない川ですので、県の漁業調整規則で漁法に制限はありますが、単に竿で釣るだけであれば制限はありません。仮に、漁業調整規則で制限している漁法であったとしても、特別採捕許可という、少し手続は必要ですが、そういったところで制限を解除して、体験ということで食べていただくことは可能です。

少し煩わしいと思われることがあるかもしれませんが、やはりそういったところは何かしらの線引きをしないと、無秩序になってしまっても、せっかくこの静間川の大事な資源が

枯渇してしまってもいけないので、そこはお手数おかけしますが、申請をしていただけたらと思います。

門協会長 漁業権が設定されているいない云々はありますが、ただ、食べるという行為は、非常に子供たちも含めて大事なことだと感じております。高橋委員さん、情報提供ありがとうございました。

他にございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、その他については終了します。

次回の委員会の開催予定はどうなっていますか。

事務局長 次回の開催予定ですが、来年の2月に予定をしております。議題としては例年どおり、遊漁規則の変更、それから、増殖実績の報告や来年度の増殖目標についてご報告させていただきたいと思っております。

門協会長 事務局が用意した議事は全て終了しました。

委員の皆様から何かございませんか。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

（14:45 閉会）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部	次 長	染川 洋
農 林 水 産 部	水 産 課	課 長 横田 幸男
	主 幹	渡邊 朋英
	主 任	寺谷 俊紀
東部農林水産振興センター	水産部長	為石 起司
	水産課長	曾田 一志
	主 任	富田 賢司
西部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	主 任	渡邊 至誠
水 産 技 術 セ ン タ ー	所 長	安木 茂
	主任研究員	沖 真徳
島根県内水面漁場管理委員会	事務局長	池田 博之
	書 記	新宅 祐児

令和5年8月4日

議 長 門脇 幹男

議事録署名者 林 能伸

議事録署名者 藤原 國利